

最高裁第三小法廷（2009年7月7日）の二審破棄、差し戻しを受けて

平成21年7月7日の「最高裁第三小法廷」において、会派に支給する要件として「会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価される」とし、「会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものであるとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである」との判断がなされている。

さらに、政務調査費の支出が、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費に当たるかどうか」その用途の妥当性について、審理を高裁に差し戻している。

一、会派性について

- (1) 「霧島市議会政務調査費の交付に関する条例」では、第2条において「会派又は議員に対して交付する。」としている。本件では、3会派（公明党市議団・日本共産党霧島市議団・新風清政クラブ）に対して政務調査費を支給している。
- (2) 4月24日～28日 海津町・和気町 20名参加（内訳：会派からは、公明党市議団・新風清政クラブから1名ずつ参加）
 - ① 公明党議員は、政務調査費からの支給により出席しているが、新風清政クラブの蔵原議員は自費で出席している。
 - ② 「全国市議会旬報」（平成20年4月5日）において、「支給対象者」は「会派に支給された政務調査費を議員が使った時点で既に違法」との判例（平成19年2月9日）が出ている。
- (3) 上記(2)の②の判例が、最高裁判決において差し戻しされたことを受けて、
 - ① 最高裁第三小法廷の判決では、会派の代表者の承認だけでは「会派が行う」調査研究活動とはいえないとしている。
 - ② 政務調査費支給の要件を満たすためには、会派活動に資するものであるかどうかの判断が必要とされる。
 - ③ 公明党市議団に所属する議員は、政務調査費支給による参加しているが、新風清政クラブに所属する議員は政務調査費を使用せず自費による参加をしている。平成18年4月24日～28日間の海津市・和気町・雲仙市視察（姉妹都市表敬訪問）そのものが、会派活動に資するものであるかどうか、会派による一貫性のない判断がなされている。

二、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費に当たるかどうか」について

1、支出の公益性について

- (1) 本件訴訟における姉妹都市契約等にかかる交流は、政務調査費の交付根拠である地方自治法100条13項だけではなく、地方自治法232条の2に定める補助金であるということに鑑み、支出行為が「公益上必要であるか」どうか判断されなければならない。
- (2) 海津市と和気町、雲仙市（旧小浜町）は、合併協議会の協議事項において「姉妹都市・友好都市交流については、相手の意向を確認した上で、新市に引き継ぐものとする。」と調整確認している。視察が目的ではなく、式典参加が主目的とする表敬訪問以外のなものでもない。
- (3) 「資料購入費」—「政党発行の機関紙購読は政党活動に基づく支出であり、政務調査費の使途基準に合致しないと判断している」（仙台高等裁判所平成19年12月20日）と主張している。
- (4) 「広報費」—議会だよりの発行は、議員の政治活動一般に属し、後援会活動である。

- (5) 「事務所費（個人用電化製品）」 — 「日常使用している事務所において日常業務と平行して行われる」としているが、ほとんどの議員が自宅を事務所兼用としている。
- (6) 「個人用電化製品」は、「事務所費」としているが、パソコンを含む電化製品の領収書は、全て個人名義になっている。
- 会派事務所には、パソコン及び購入された電化された備品はなく、個人の自宅に持ち帰っている。
- (7) これらの支出行為は、公益性を伴い、必要欠くことのできない経費ではない。
- 地方自治法232条の2に違反する支出行為である。

2. 霧島市政との関連性について

- (1) 霧島市の「政務調査費の交付に関する条例」の第6条「使途基準」には、「会派又は議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定している。
- 市政に関する調査とは、「ある事柄を明確にするために調べること」であり、研究とは「物事を深く考えたり詳しく調べたりして、事実や理論を明らかにすること」である。
- (2) 以上の観点に即して、本件訴訟における姉妹都市契約等にかかる交流が、霧島市政との関連性において必要であり、条例に規定する調査活動に該当するかどうかで判断されなければならない。
- (3) 少なくとも、会派による一貫性のない判断がなされていることから、公益上の必要性と霧島市政との関連性は欠く支出行為であり、違法な支出である。